

滋賀県

全国で3番目に病床数が少ない県 での地域移行

滋賀県は、全国で3番目に精神科病床数が少ない県であり、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。

1 県の基礎情報

滋賀県

湖西福祉圏域

精神科病院 ……0カ所
○デイケア ……0カ所
精神神経科診療所 ……0カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 416人

湖北福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,294人

大津福祉圏域

精神科病院 ……5カ所
○デイケア ……2カ所
精神神経科診療所 ……7カ所
○デイケア ……2カ所
精神保健福祉手帳 3,177人

湖東福祉圏域

精神科病院 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神神経科診療所 ……3カ所
○デイケア ……1カ所
精神保健福祉手帳 1,394人

湖南福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……2カ所
精神神経科診療所 ……8カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 2,518人

東近江福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,818人

甲賀福祉圏域

精神科病院 ……1カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,093人

★7福祉圏域の合計(全県)

●精神科病院 ……12カ所
●精神神経科診療所 ……21カ所
○デイケア ……10カ所

取組内容

【人材育成の取り組み】

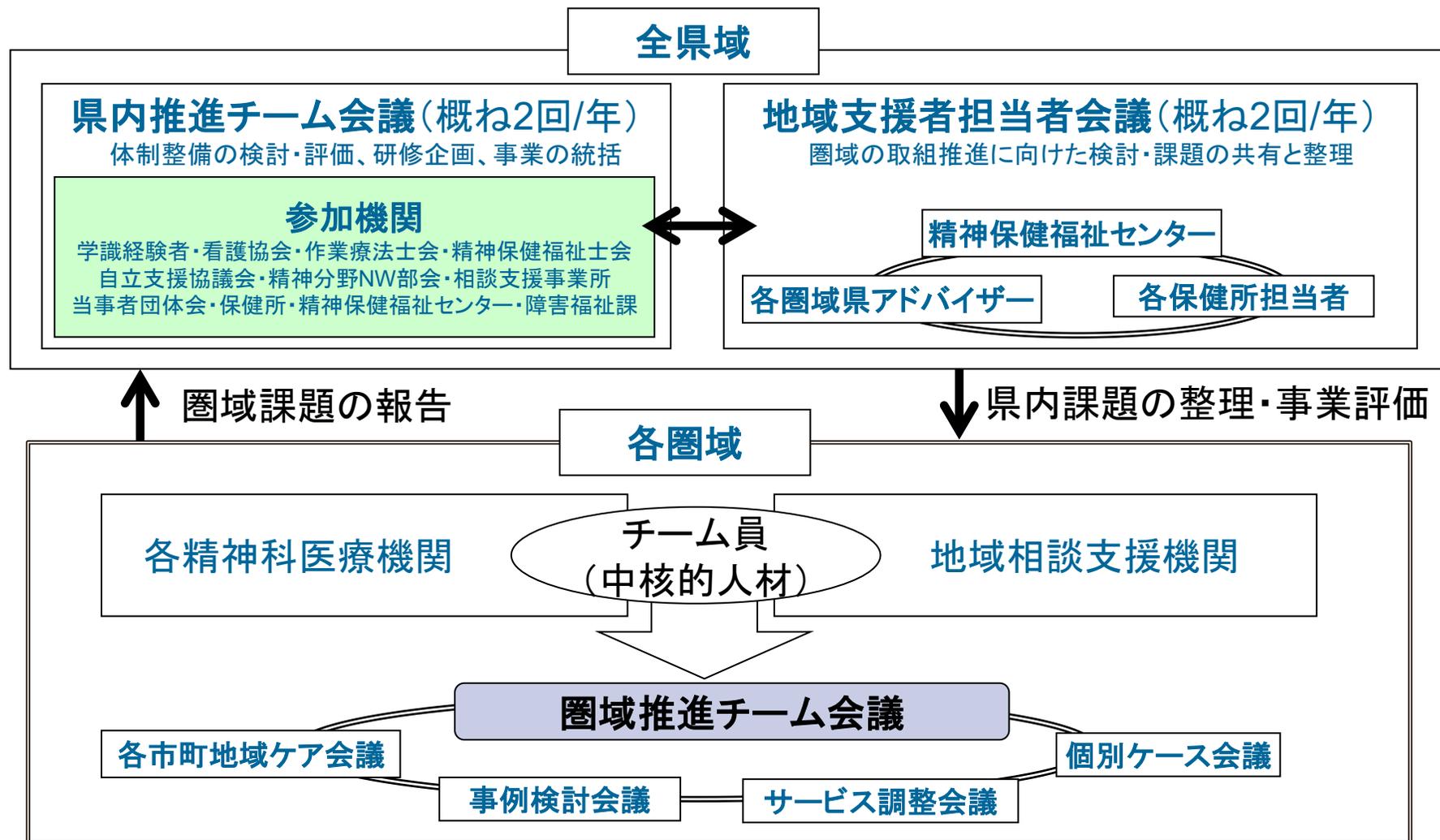
- ・県内推進チーム会議の設置・中核的人材育成研修の開催

基本情報

障害保健福祉圏域数 (R3年4月時点)	7	カ所		
市町村数 (R3年4月時点)	19	市町村		
人口 (R3年4月時点)	1,409,253	人		
精神科病院の数 (R3年4月時点)	12	病院		
精神科病床数 (R3年4月時点)	2,268	床		
入院精神障害者数 (R2年6月時点)	合計	1,887	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	436	人	
		23.1	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	309	人	
		16.4	%	
1年以上 (%:構成割合)		1,142	人	
		60.5	%	
	うち65歳未満	331	人	
	うち65歳以上	811	人	
退院率 (R2年6月時点)	入院後3か月時点	60.8	%	
	入院後6か月時点	79.2	%	
	入院後1年時点	88.3	%	
相談支援事業所数 (R3年4月時点)	基幹相談支援センター数	5	カ所	
	一般相談支援事業所数	24	カ所	
	特定相談支援事業所数	116	カ所	
保健所数 (R3年4月時点)	7	カ所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (R2年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	12	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R3年4月時点)	都道府県	有	1	カ所
	障害保健福祉圏域	有	7 / 7	カ所/障害圏域数
	市町村	有	8 / 19	カ所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム関連会議



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

滋賀県における精神障害にも対応した地域包括ケアの取組経過

○平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を受けて、滋賀県では、精神障害者退院促進事業、精神障害者地域移行支援事業（平成19年度～平成23年度）、精神障害者早期支援・地域定着推進事業（平成23年度下期～平成25年度）、精神障害者在宅チーム医療体制整備事業（平成27年～平成29年）などの事業を実施。

○平成24年の自立支援法改正により、精神科病院からの地域移行支援は、地域移行支援・地域定着支援に個別給付化され、各圏域における精神障害者の地域移行に係る課題検討の場は各圏域の状況に応じて継続。

○平成26年4月に国より示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を受け、平成27年度より滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業において、再び全県で精神障害者の地域生活支援に係る課題等の協議の場を設置。

○滋賀県は、全国で3番目に精神科病床数が少ない県であるため、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、平成28年度より滋賀のみならず全国でつくる精神保健医療福祉チーム事業に取り組んでいる。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
国 県 計 画 等	第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画					
	第2次障害者基本計画									第3次障害者基本計画									第4次障害者基本計画		
	淡海障害者プラン			障害者福祉しがプラン			新・障害者福祉しがプラン			滋賀県障害者プラン			新滋賀県障害者プラン								
	H18.4障害者自立支援法						H25.4障害者総合支援法														
通 知	H16.9精神保健医療福祉の改革ビジョン 入院医療から地域生活中心へ ○国民の理解の深化 ○精神医療の改革 ○地域生活支援の強化を今後10年で進める。						H21.9精神保健医療福祉のさらなる改革にむけて 地域を拠点とする共生社会の実現に向けて ○精神保健医療体系の再構築 ○精神医療の質の向上 ○価値生活支援体制の強化 ○普及啓発の重点的実施						H26.4良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性			H29.2これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 ○精神病床のさらなる機能分化					
支 援 体 制 の 構 築	精神障害者退院促進支援事業（H19～） 精神障害者地域移行支援事業（H23～） 各圏域に自立支援員を配置し、地域と精神科病院等の関係機関が連携、協力し地域移行と地域生活の定着に向けた支援を実施。 ○自立支援員の配置 ○地域移行支援会議の設置 ○地域移行支援運営委員会の設置 ○障害者地域移行促進強化事業による研修会						○自立支援法改正により、地域移行支援・地域定着支援に個別給付化 ○各圏域の協議の場については各圏域の状況に応じて継続実施。						滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業（H27～） 滋賀のみならず全国でつくる精神保健医療福祉チーム事業（H28～） 精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう、関係機関連携の下で、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進 ○県内推進チーム会議 ○地域精神保健医療福祉チーム研修 ○圏域推進チーム会議								
	精神障害者早期支援・地域定着推進事業 ○受療中断者、未受診者等への支援 ○事業評価連絡調整会議						精神科重症患者早期集中支援管理料（診療報酬化） 自殺ハイリスク者訪問支援懸賞事業（H26.9～） 精神障害者在宅チーム医療体制整備事業 ○受療中断者業、未受診者等														
	滋賀県精神障害者相談支援体制整備事業 相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進。 ○地域のネットワーク構築に向けた調整 ○困難事例や圏域外調整に係る支援、助言 ○専門的支援システムの立ち上げ援助 ○相談支援従事者のスキルアップに向けた助言																				
ピ ア サ ポ ー ト	精神障害者当事者活動推進事業 ○H18～H20ピアカウンセラー養成講座の開催と講座終了後の活動支援をNPO法人に委託 ○H21～H22支援センターでのピアカウンセラー活動の継続支援のための運営スタッフの養成も兼ねて継続委託。						滋賀県精神障害者退院促進支援事業 地域移行支援事業 保健所ごとに圏域内相談支援事業所に委託し、ピアサポーターの活動支援を行う。 ○ピアサポーターの活用 ○地域住民との交流事業														
	ピアサポート強化事業 ○ピア活動実施に必要な設備の整備			ピアサポートセンター等設置事業 ○センター設置や研修に係る経費																	

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①圏域推進チーム会議の設置	7	7	圏域自立支援協議会の精神障害関係を検討する部会をベースに会議体を構成し、精神障害者支援推進体制の整備を進めてきた。
②圏域内人材育成研修	7	7	年1回の県全体研修会の開催を通じて、その伝達や各圏域独自の取り組みに対する研修会を企画できた圏域もあった。
③病院での会議または研修会の開催	7	7	病院内で会議を開催することで、職務上院外に出張しにくい職種(看護師や作業療法士等)にも参加してもらえる環境になった。また、実際にそのような職種にも参加してもらえた圏域もあった。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 各圏域での体制整備の充実
2. ピア活動への参画
3. 県内の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けてより重層的な体制の整備

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する視点別の認識(取組)	
方向性の統一(県の課題や方向性の共有)	役割の理解と具体化 具体的取組のイメージ化	行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
		医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有
専門性強化のための研修・実践体系の構築	地域精神保健福祉の体制強化 行政精神保健福祉活動の強化研究	行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
		医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有

課題解決の達成度を測る指標	指標の設定理由	現状値	目標値(R2)
①圏域推進チーム会議の設置	検討する場の確保	7圏域	7圏域
②圏域内人材育成研修	人材育成の組織的体制整備	7圏域	7圏域
③病院での会議開催	医療機関従事者の参画	7圏域	7圏域

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R3年 5月	第1回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議(ウェブ配信)	国の制度や動向について
R3年 7月	精神保健福祉担当者会議	保健所担当者と国や県の動向について共有し意見交換
R3年 9月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム会議	全県の精神保健医療福祉体制整備に係る課題の検討・取組の評価
R3年10月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム担当者会議	各保健所で開催されている会議の開催状況や体制構築に係る課題等の共有、検討
R4年 1月	地域精神保健医療福祉チーム研修	圏域体制整備を構築するための人材に対して、先進地等で実践している講師を招いての研修
R4年 2月	精神保健福祉担当者会議	保健所担当者と国や県の動向について共有し意見交換
R4年 2月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム会議	全県の精神保健医療福祉体制整備に係る課題の検討・取組の評価

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

R3年度滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業計画

担当区分		令和3年6月1日現在												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
関係機関との連携作り	障害福祉課				HC担当者会議 (係長・担当者)								HC担当者会議 (精神担当者)	
		令和3年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム国会議①					県内推進 チーム会議①						令和3年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム国会議②	県内推進 チーム会議②
中核的人材育成の推進	精神保健福祉センター							地域支援担当者会議(県アド・精保セ・HC担当者)		第13回ピアサポート フォーラム滋賀			関係機関連携 強化研修	
	各圏域(保健所)	各圏域毎の研修・会議計画による実施												
その他人材育成研修(地域支援事例検討会)														
技術協力を通じた各圏域毎の研修・会議等の企画・開催の支援														
相談支援体制整備事業における圏域推進体制支援NW部会(障害者自立支援協議会精神NW部会)														

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられれる次期)	実施する内容
新型コロナウイルス感染症の拡大等による影響から、感染予防や保健所のマンパワー上の課題により、会議や研修会等の開催が困難となる。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大期	オンライン研修やオンライン会議の実施。 書面会議の開催。